

# 過疎地域の人口動態

第1回 「田園回帰」に関する調査研究会 資料  
平成28年12月16日  
総務省地域力創造グループ 過疎対策室

# 過疎法による過疎対策について

## I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から、平成22年に法の期限を平成28年3月末日まで延長(6年間)。
- 3 さらに東日本大震災による過疎対策事業の進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限を平成33年3月末日まで再延長(5年間)。
- 4 平成22年法改正時の衆参両院総務委員会の決議等を踏まえ、平成26年に、平成22年国勢調査結果による過疎地域の要件を追加する等の法改正を実施。

## II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～平成32年度)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

※人口減少団体の平均人口減少率より、人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定

### 【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H28.4.1)	797	1,718	46.4 %
人口(平27国調:万人)	1,045	12,709	8.2 %
面積(平27国調: km <sup>2</sup> )	221,901	377,971	58.7 %

※市町村合併に関する特例による指定(合併前の過疎地域市町村の人口又は面積が一定以上の「みなし過疎」及び合併前の旧町村のみが過疎地域として指定される「一部過疎」を含む。)

## IV 過疎法に基づく施策

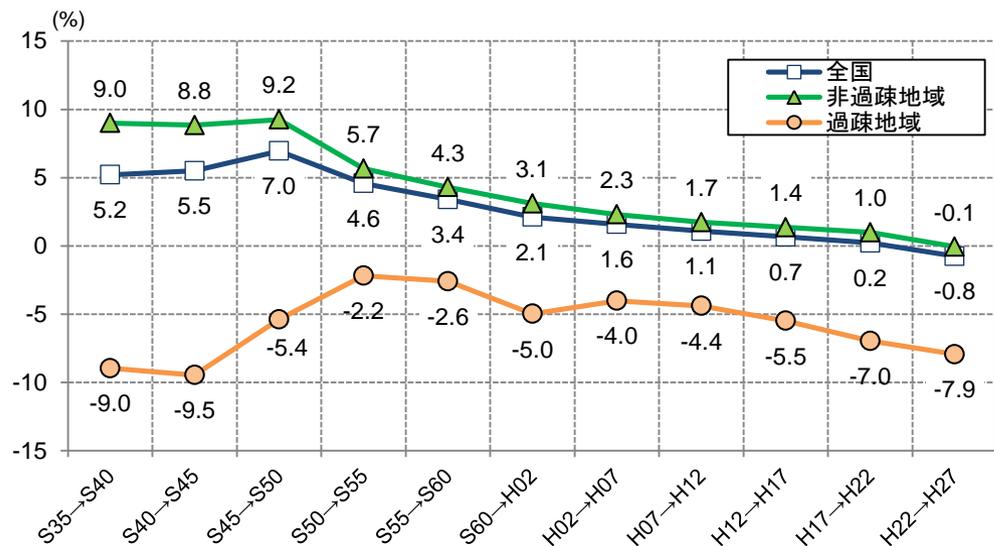
- ①過疎対策事業債による支援 (H28計画額4,200億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))  
・H22改正過疎法により、ハード事業を拡充するとともに、新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ②国庫補助金(補助率のかさ上げ等) ③都道府県代行制度 ④金融措置 ⑤税制特例措置
- ⑥地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置

# 過疎地域における人口の推移

○5年間の人口増減率の推移をみると、過疎地域では、昭和50代に一旦減少傾向が鈍化したものの、その後再び人口減少率が増大し、平成22年～平成27年の人口増減率は△7.9%となっている。

## 人口・人口増減率

	全国		過疎地域		非過疎地域	
	人口	5年間増減率	人口	5年間増減率	人口	5年間増減率
S35	94,301,623		19,923,024		74,378,599	
S40	99,209,137	5.2	18,138,728	-9.0	81,070,409	9.0
S45	104,665,171	5.5	16,423,260	-9.5	88,241,911	8.8
S50	111,939,643	7.0	15,539,378	-5.4	96,400,265	9.2
S55	117,060,396	4.6	15,201,195	-2.2	101,859,201	5.7
S60	121,048,923	3.4	14,807,407	-2.6	106,241,516	4.3
H02	123,611,167	2.1	14,070,567	-5.0	109,540,600	3.1
H07	125,570,246	1.6	13,505,318	-4.0	112,064,928	2.3
H12	126,925,843	1.1	12,911,794	-4.4	114,014,049	1.7
H17	127,767,994	0.7	12,204,161	-5.5	115,563,833	1.4
H22	128,057,352	0.2	11,355,109	-7.0	116,702,243	1.0
H27	127,094,745	-0.8	10,454,171	-7.9	116,640,574	-0.1

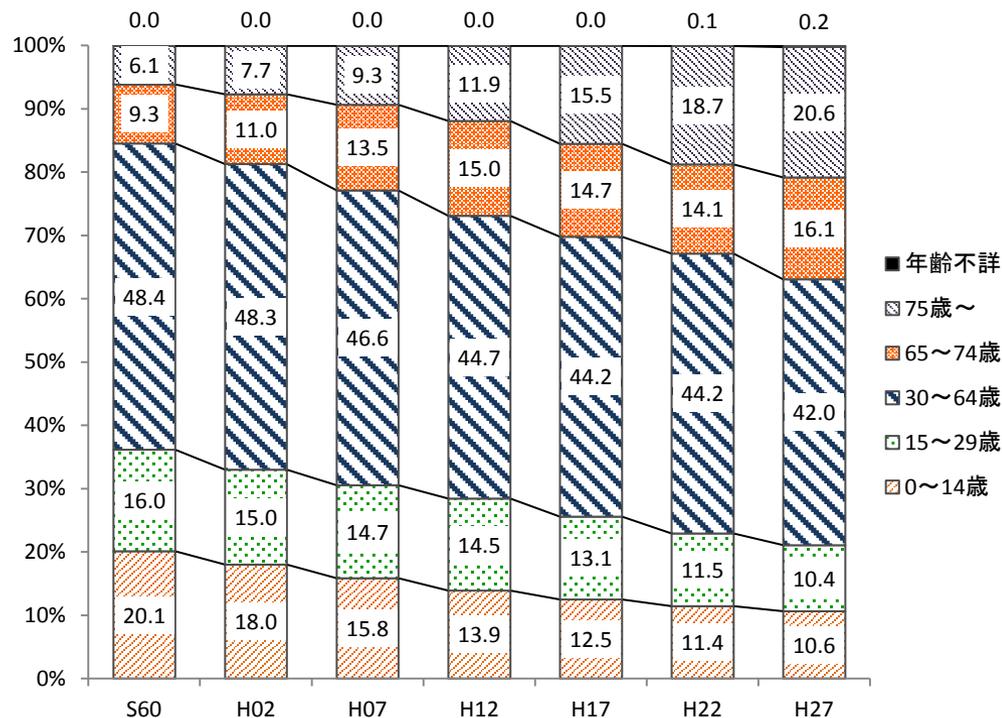


【出典】総務省「国勢調査」(各年)  
※過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計

○過疎地域における年齢階層別人口構成比の推移をみると、0～14歳の人口構成比は昭和60年から平成27年にかけて10ポイント近く減少している。

○一方で、65歳以上の人口の構成比は同期間に20ポイント以上増加している。特に、75歳以上人口は、昭和60年には6.1%であったが、平成27年には20.6%となっており、0～14歳の人口構成比の2倍の値となっている。

## 過疎地域における年齢階層別人口構成比



【出典】総務省「国勢調査」(各年)  
※過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計

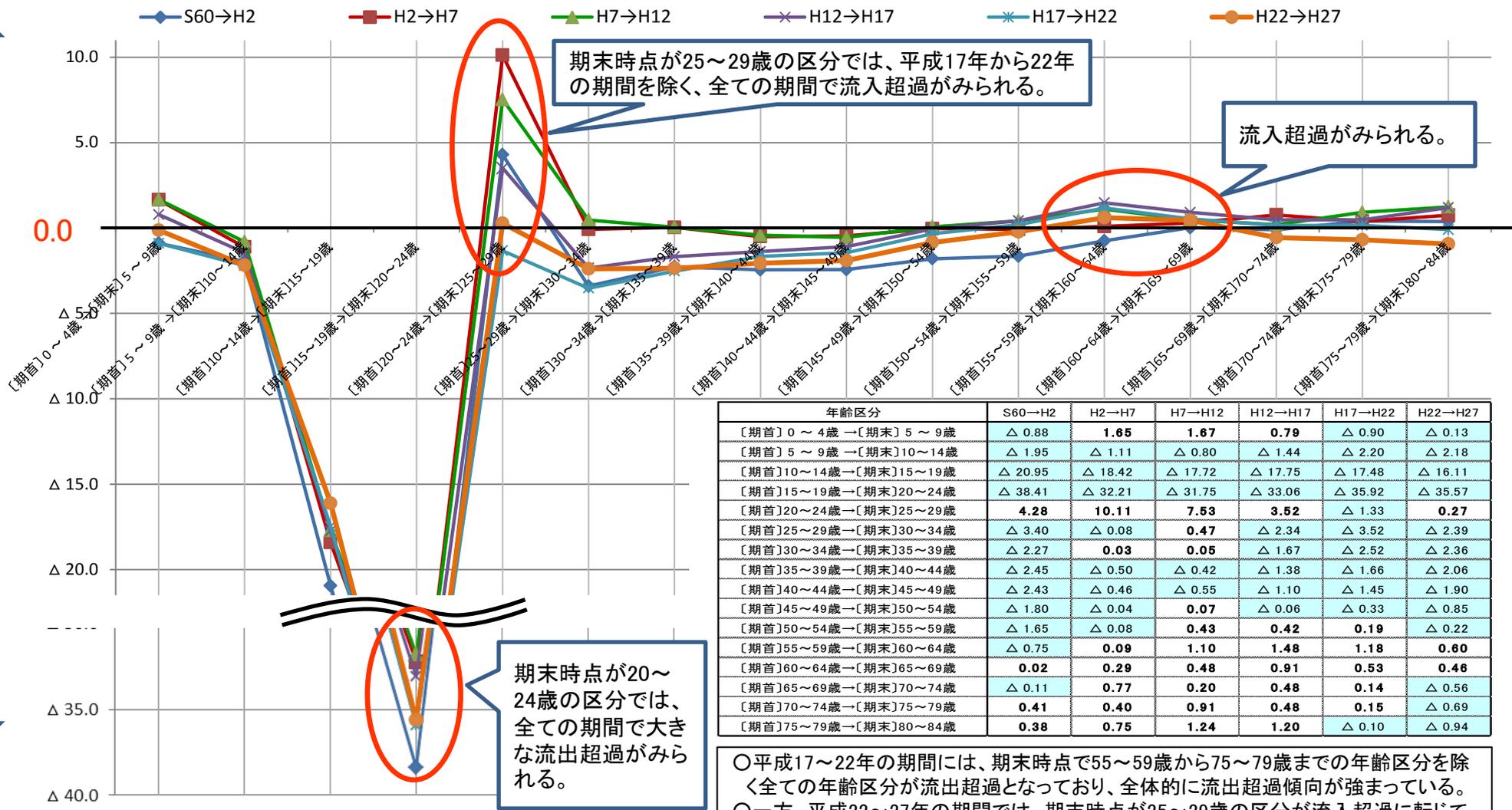
# 過疎地域における人口移動の状況（コーホート純移動率）

※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。

※ここで言う「純移動率」とは、期首年次における人口がその5年後の期末年次に、どの程度流入又は流出しているかを示すものであり、次の算式で表す。

$$\text{純移動率}(\%) = (\text{期末人口} - \text{期首人口} \times \text{生残率}) / \text{期首人口} \times 100$$

（生残率には、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県別将来人口推計」における都道府県別男女5歳階級別生残率の仮定値を用いた。）



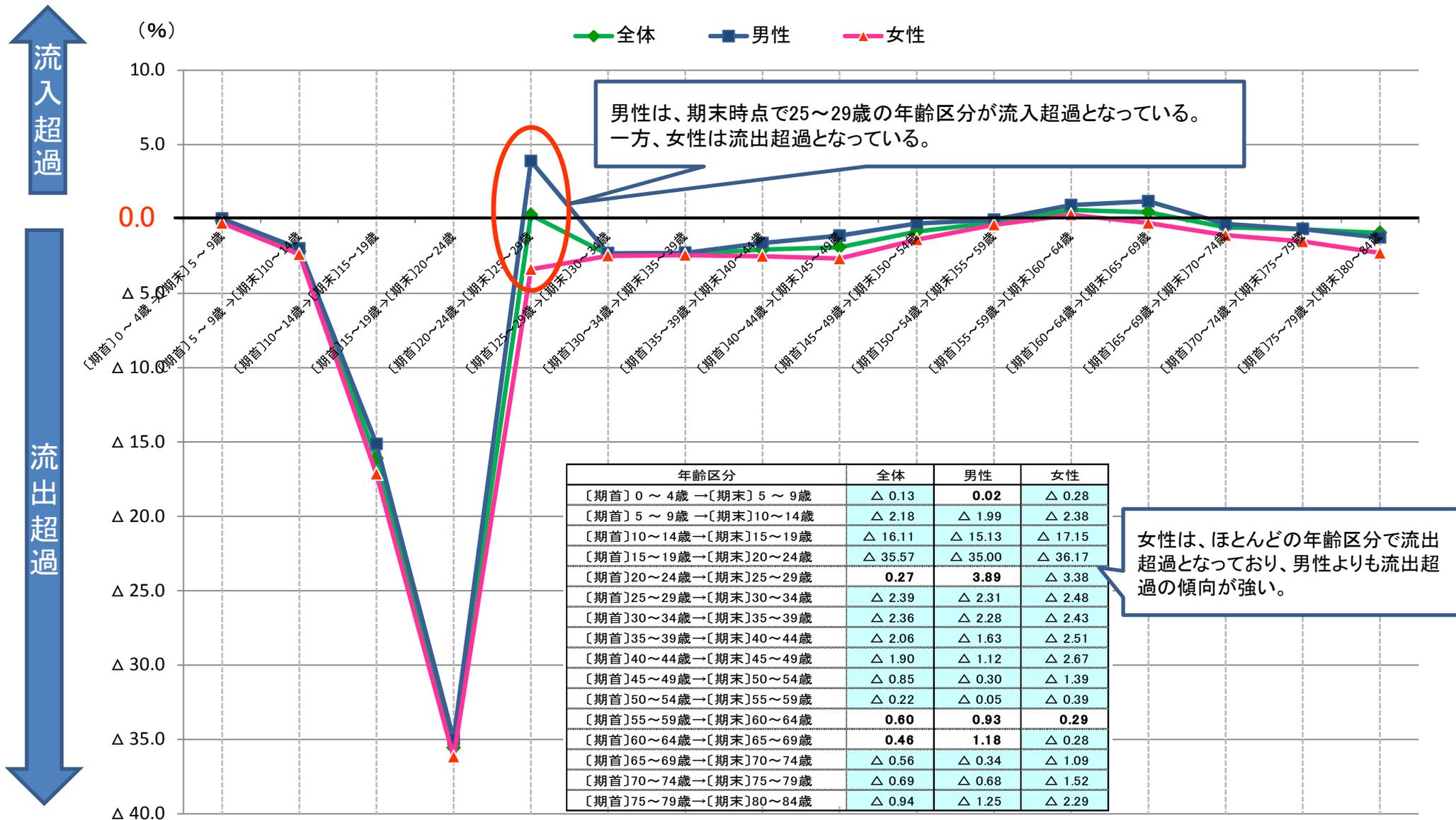
【出典】 総務省「国勢調査」（各年）

※過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計

○平成17～22年の期間には、期末時点で55～59歳から75～79歳までの年齢区分を除く全ての年齢区分が流出超過となっており、全体的に流出超過傾向が強まっている。  
 ○一方、平成22～27年の期間では、期末時点が25～29歳の区分が流入超過に転じている。また、若年層の年齢区分において、流出超過傾向が弱まっている年齢区分がみられる。

# 過疎地域における人口移動の状況（男女別コーホート純移動率）

過疎地域における男女別コーホート純移動率（平成22年→平成27年）



【出典】総務省「国勢調査」（各年）

過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計

# 過疎地域における世代別の人口推移

- 国勢調査の5歳階級別人口より、「昭和41年～45年生まれ」～「平成3年～7年生まれ」の各世代ごとに、10～14歳の過疎地域の人口を100とし、その後の国勢調査時点における人口を指数化すると、いずれの世代も20～24歳に5割程度にまで減少する。
- 多くの世代で、20～24歳までに流出した人口が25～29歳に一定程度流入する傾向がみられる。

10～14歳の人口を100とした場合の過疎地域における人口推移

コーホート	10-14歳	15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
S41-45生まれ	100.0	79.3	48.6	53.4	53.4	52.3	51.2	49.8
	(S55)	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H27)
S46-50生まれ	100.0	78.9	53.3	57.1	55.6	54.0	52.6	
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H27)	
S51-55生まれ	100.0	81.5	55.4	57.2	55.0	53.5		
	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H27)		
S56-60生まれ	100.0	82.2	54.8	53.9	52.5			
	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H27)			
S61-H2生まれ	100.0	82.1	52.5	52.5				
	(H12)	(H17)	(H22)	(H27)				
H3-H7生まれ	100.0	82.4	52.9					
	(H17)	(H22)	(H27)					

【出典】 総務省「国勢調査」(各年)

※1:過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計

※2:各コーホートとも、10～14歳人口を100とした場合の推移を表している。

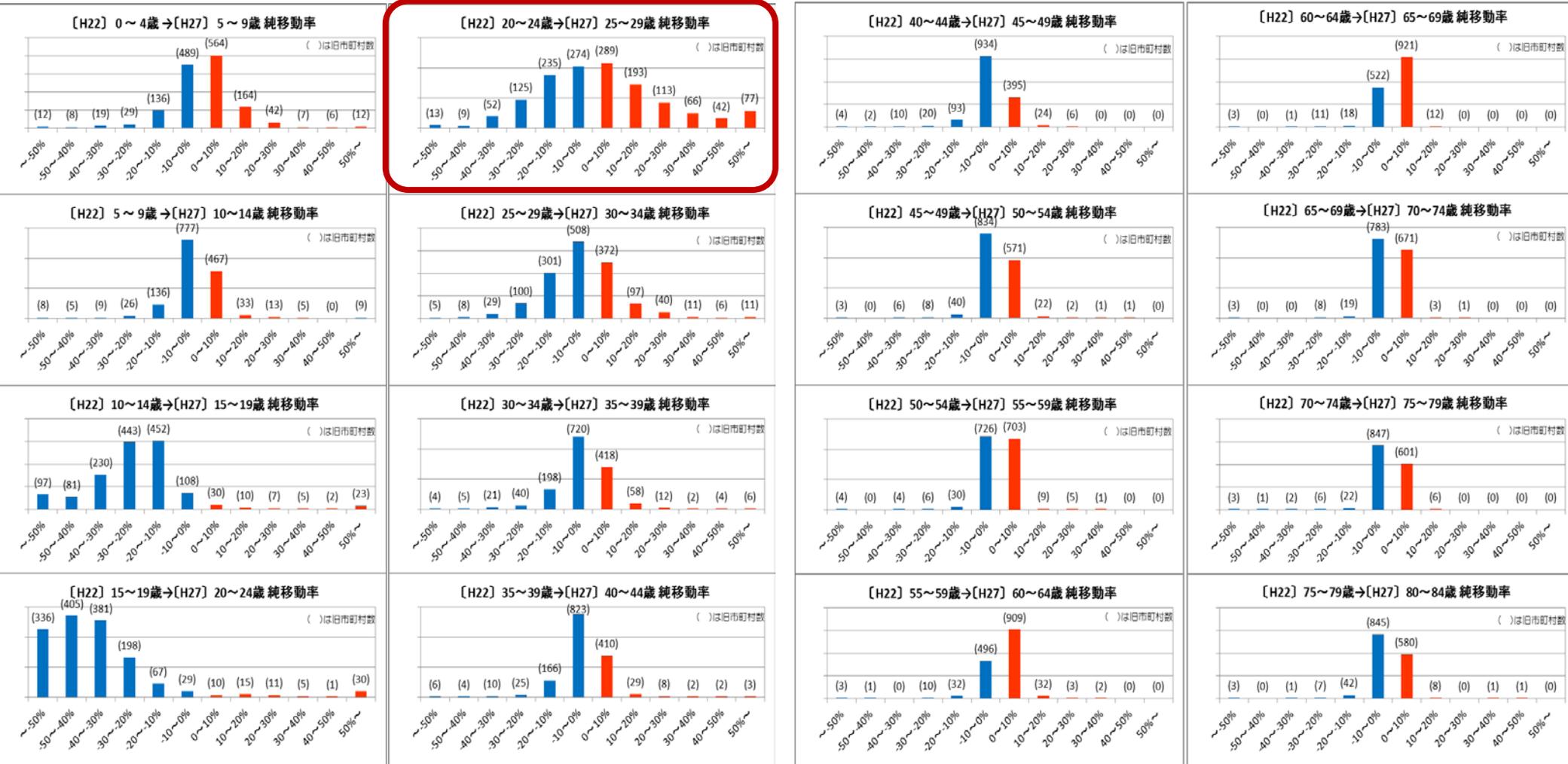
※3:各欄の下段( )は各世代が当該年齢区分で該当する国勢調査の年次を示している。

# 旧市町村別の人口移動の状況①

○過疎地域における人口移動の状況(純移動率)を、平成12年時点の旧市町村単位の1,488区域で年齢5歳階級別に集計。  
 ○期末時点で25～29歳の年齢区分では、流入超過及び流出超過の区域が分散している。

※次ページ参照

N=1,488

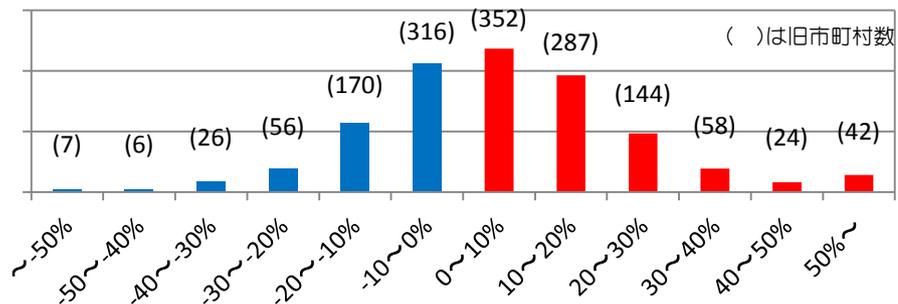


【出典】総務省「国勢調査」(各年)  
 ※過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計

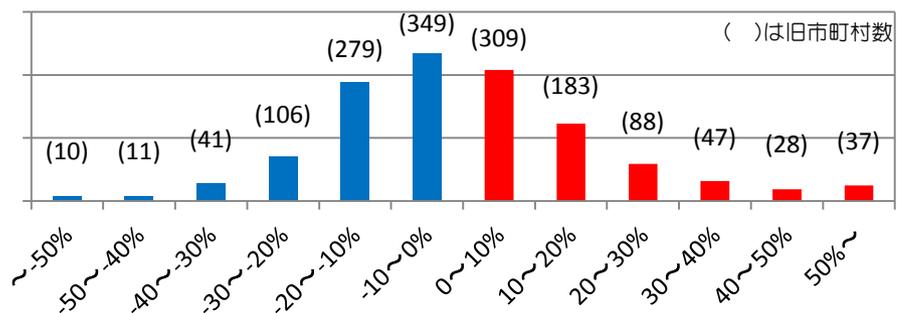
# 旧市町村別の人口移動の状況②

(期首)20～24歳→(期末)25～29歳 における人口移動の状況 (純移動率)

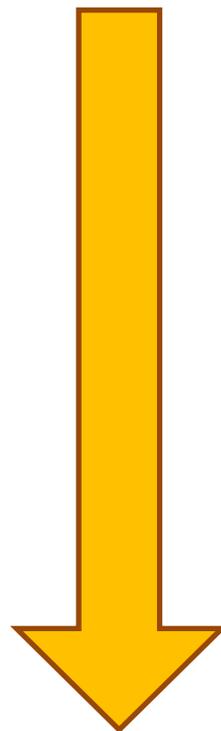
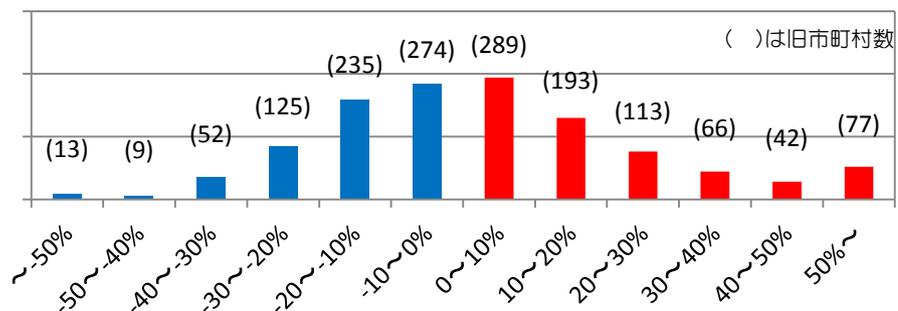
〔H12〕20～24歳→〔H17〕25～29歳 純移動率 N=1,488



〔H17〕20～24歳→〔H22〕25～29歳 純移動率



〔H22〕20～24歳→〔H27〕25～29歳 純移動率



- 過疎地域における人口移動の状況(純移動率)を平成12年～17年、17年～22年、22年～27年の3区分で比較。
- 平成12年～17年の期間以降、流入超過及び流出超過がみられる区域の分散が大きくなっている。
- 純移動率が△20%を超える流出超過がみられる区域が年々多くなっている。
- その一方で、純移動率が30%を超える流入超過がみられる区域も多くなっている。

【出典】総務省「国勢調査」(各年)

※過疎地域は、平成28年4月1日時点の797団体における過疎地域であり、一部過疎市町村は過疎区域のみを「過疎地域」に集計